

司法行政文書及び保有個人情報の開示の実施に伴う開示文書の  
謄写の取扱いについて

平成27年3月25日

最高裁判所事務総局秘書課

一般財団法人司法協会 申合せ

平成27年4月1日以降の標記の謄写の取扱いについては、下記に定めるほか、平成22年10月19日付け申合せ「司法行政文書の開示の実施に伴う開示文書の謄写の取扱いについて」のとおりとする（ただし、同申合せ記2は除くほか、「司法行政文書の開示」とあるのを「司法行政文書及び保有個人情報の開示」と、同記1中、「最高裁判所及び下級裁判所」とあるのを「下級裁判所」とそれぞれ読み替える。）。

記

- 1 最高裁判所における司法行政文書及び保有個人情報（以下「司法行政文書等」という。）の開示の実施に伴い、申出人から一般財団法人司法協会（以下「司法協会」という。）に対し、開示文書の謄写について委任があった場合の謄写事務は、司法協会複写事業部において取り扱う。
- 2 最高裁判所における司法行政文書等の開示の実施に伴い、申出人から司法協会に対し、開示文書の謄写について委任があった場合には、最高裁判所事務総局秘書課の職員（以下「秘書課職員」という。）が、司法協会複写事業部の事務所（東京都千代田区霞が関1丁目1番4号 東京高等裁判所内）に開示文書の謄写用の原稿を持参する。

司法協会複写事業部は、当該謄写用の原稿の謄写が終了した後、当該秘書課職員に対し、当該謄写用の原稿を返還する。

以上